

訪問看護契約書（医療保険）

_____様（以下「利用者」という） _____様（以下「連帯保証人という」とスカイハート株式会社（以下「事業者」という）が開設するSKYHEART訪問看護ステーション宮野木（以下「事業所」という）は、利用者に対して行う訪問看護サービス（医療）を下記のとおり契約します。

第1条（契約目的）

事業者は、各種健康保険・後期高齢者医療制度等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し療養上の世話または診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。（契約期間及び更新）

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は契約締結の日から利用者の終了意思表示をされるまでの期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合はその定める日までとします。

第3条（訪問看護サービスの基本内容）

- 事業者は訪問看護サービスとして訪問看護師が利用者の居宅を訪問して以下のサービスを行います。
 - 療養上の世話
食事（栄養）の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助（清拭等）、ターミナルケア
 - 診療の補助
健康状態の確認、褥瘡の処置カテーテル管理等の医療補助行為
 - リハビリテーションに関すること
 - 家族支援に関すること
家族への療養上の指導、相談、家族の健康管理
- サービス提供の際、利用者又は家族の同意を得てサービス提供に必要な範囲で消耗品や用具、材料を使用します。

第4条（訪問看護計画書）

- 事業者は、主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合は、利用者に説明します。
- 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

第5条（主治医との連絡）

- 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
- 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第6条（利用者負担金及びその滞納）

- サービスに対する利用者負担金は、別紙のとおりとします。なお、利用者負担金の額は法令によって定められるものであるため、契約中に当該関係法令が変更になった場合には、これに従って改定後の金額が適用となります。
- 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上遅滞した場合、事業者は、利用者に対し、1ヶ月の猶予期間を設けた上で催告することとし、それでもなお利用者負担金の全額の支払がないときは、この契約を解除します。

3. 医療保険各法における保険給付が療養費払い（償還払い）となる場合、利用者は利用料の全額を支払うものとしその後利用者において市区町村に対して保険給付分を請求することとなります。
4. 利用者が、保険料の支払を遅滞している場合、医療保険各法により保険給付の支払方法が療養費払い（償還払い）に変更される等の保険給付の制限を受ける場合があります。保険給付の制限を受けた場合（被保険者証の給付制限欄に「支払方法の変更」等の記載があった場合）は、事業所が提供したサービスに対する利用料（「費用総額（保険対象分）」及び「利用者負担（全額負担分）」）の総額をお支払いいただきます。
5. 事業所が保険適用外のサービスを提供する場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、事前に利用者の同意を得るものとします。

第7条 （連帯保証人）

1. 連帯保証人は、この契約に基づき利用者が事業者に対して負担する一切の債務について、利用者と連帯して責任を負うものとします。
2. 連帯保証人は、この契約の条件が変更された場合であっても、その後に利用者が事業者に対して負担する一切の債務について、引き続き前項の責任を負うことを承諾するものとします。

第8条 （利用者の解約権）

利用者は、事業者に対していつでも1ヶ月の予告期間をもってこの契約を解約することができます。

第9条 （事業者の解約権）

事業者は、利用者又はその家族の言動（事業者又は事業所の職員に対する誹謗中傷・セクシャルハラスメント・暴力・暴言等を含みますが、これらに限られません）に鑑み、この契約の継続が困難であると判断した場合には、書面で通知することにより何らの催告を要せず、この契約を解約することができます。

第10条 （損害賠償）

事業者は、事業者又は事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

第11条 （緊急時の対応）

事業者及び事業所は、サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合には、速やかに主治医に連絡を試みる等の必要な措置を講じます。

第12条 （身分証携行の義務）

事業所の訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第13条 （個人情報）

1. 事業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報について

利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など法令に定める正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2. 事業者は、利用者又はその家族から書面による事前の同意を得た場合には、介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲で同意した者の個人情報をを用いることができるものとします。

第14条 （サービス提供の記録及び開示）

1. 事業者は、事業所をして、「訪問看護記録書」等の記録を作成させ、この契約の終了後2年間は、これを適正に保存します。
2. 利用者は、以下の提出先に対し所定の個人情報開示申請書を提出し、手数料を納付することによって、以下の「訪問看護記録書」等の開示対象となる情報の開示を求める事が出来ます。事業者は、利用者から個人情報開示等申請書が提出されたときは、法令に別段の定めがある

場合を除き、開示対象となる情報の開示に応じるものとします。

提出先：株式会社フレアス 総務部「個人情報保護管理者」宛

手数料：申請 1 回ごとに800円とし、800円分の郵便切手を個人情報開示申請書に同封する方法により支払う。

開示対象となる情報：日常の訪問看護記録、訪問看護指示書、特別訪問看護指示書、訪問看護計画書、訪問看護報告書、訪問看護情報提供書（医療保険）

第15条 （苦情対応）

1. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業所、介護支援事業者、市区町村又は国民健康保険団体連合会等に対して、いつでも苦情を申し立てる事ができます。
2. 事業者は、苦情対応の事業所の責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には迅速かつ誠実に対応をおこないます。
3. 事業者は、利用者が苦情の申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることもありません。

第15条 （協議事項）

この契約に定めない事項については、医療保険各法その他関係法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めることとします。

以上の契約を証するため、本書を__通作成し利用者、各自署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約内容
訪問看護（医療保険）
契約締結日 令和 年 月 日

事業者 <事業者名> スカイハート株式会社
<所在地> 千葉県千葉市稲毛区宮野木町780-1
<代表者> 代表取締役 佐藤 光

事業所 <事業所名> SKYHEART訪問看護ステーション宮野木
<所在地> 千葉県千葉市稲毛区宮野木町780-1
<代表者> 所長 井上 美幸

利用者氏名

利用者 <住所>

<氏名>

家族 <住所>

<氏名>

<続柄>

代理人・代筆者 <住所>

<氏名>

連帯保証人氏名 <住所>

<氏名>